

住宅用火災警報器の取付け支援のご案内

～消防職員が住宅用火災警報器の取付けをお手伝いします～

※住宅用火災警報器は購入したものの、取付けることが困難な高齢者や障がい者世帯を対象として、消防職員がお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

1 支援内容

住宅用火災警報器の取付けを消防職員が行います。

※住宅用火災警報器は、申込者がご自身で用意していただきます。



2 対象世帯

高齢者や障がい者世帯のうち、取付け支援を希望する世帯

3 受付要領

随時、受付けています。お近くの消防署に直接お越しいただくか、電話でお申し込みください。

4 連絡先

消防本部予防課 0470-80-0132	
勝浦消防署 80-0134	大原消防署 80-0137
大多喜分署 80-0135	岬分署 80-0138
御宿分署 80-0136	夷隅分署 80-0139

